

湖水苑家族会会則

(名称)

第1条 本会は、湖水苑家族会と称し特別養護老人ホーム湖水苑に入苑し利用する者の家族（以下「会員」という。）またはその代理人（以下「会員」という。）をもって組織する。

(目的)

第2条 本会は、次のことを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦と連携を図る。
- (2) 利用者の福祉に協力する。
- (3) 湖水苑の円滑な運営、発展に協力する。

(事業)

第3条 この会は、第2条の目的の達成するために次の事業を行う。

- (1) 利用者と会員との交流を活発にする。
- (2) 湖水苑の行事、ボランティア活動への参加
- (3) その他必要な事業

(役員を選任)

第4条 本会の役員は家族会の総会で決定する。

(役員)

第5条 本会は次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 2名
- 監 事 2名

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、補欠により選出された場合は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、総会（年1回）、臨時総会（随時）及び役員会とし会長が召集する。議事、運営について会長がつとめる。

- 2 総会及び臨時総会は、会則の改廃、事業計画、予算及び決算、役員を選任を決

議する。

- 3 総会は会員数の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 議決は出席会員の3分の2以上をもって決定する。
- 5 役員会は、この会の運営について協議する。

(会計)

第8条 この会の経費は、会費その他の収入をもって運営する。

- 2 会費は年会費1,000円とする。
- 3 会費の納入は年一回とする。(毎年度5月末までとする。但し初年度は6月末とする。)また、年度途中に入会したものについては、入会時に納める。
- 4 一旦納入した会費は返還しない。

(会計年度)

第9条 会計年度は、毎年度4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 この会の事務局は湖水苑に置く。

付則

この会則は、平成14年5月26日から施行する。